

# 大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

◆大地法律事務所弁護士・熊琳、章啓龍◆

## 第28回「企業労働争議協商調停規定」

【ニュース概略】人力資源・社会保障部（人社部）は5日、労使間で発生した労務紛争を話し合いで解決するための仲裁規定である「企業労働争議協商調停規定」を発表し、大手企業や中堅企業において自治組織としての仲裁（調解）委員会を設置することを求めた。2012年1月1日から施行される予定。（「NNA」2011年12月7日）

最近、外国人の社会保険加入問題が日系企業の人事責任者の関心を集めていますが、12月5日に人社部から発表され、施行を来年に控えている「企業労働争議協商調停規定」（以下「調停規定」という）の存在については、意外と知られていないように思われます。今回は、当規定の要旨および日系企業が注意すべき事項などについて解説します。

### 調停規定が発表された背景

(1) 労働仲裁が完全に無料化し、労働訴訟に必要な費用も極めて少額となったため、労働争議件数が高い水準を維持しているという現状があります。深刻な人手不足に悩まされている政府当局は、いかに労働争議を企業内部で解決させ、当局が直接対応しなければならない労働争議件数を抑制するかに苦慮しています。調停規定は、その解決策の一つと考えられます。

(2) 08年5月から施行されている「労働争議調停仲裁法」(第2章)では、企業労働争議調停委員会による調停を、重要な解決手段の一つと規定しているものの、企業労働争議調停委員会の具体的な運営規定が発表されていなかったため、法律の実施における細則が欠けているという問題がありました。

### 調停規定の主な内容

調停規定は計37条から成っており、「労働争議調停仲裁法」の規定を踏まえ、より充実化、細分化を図っています。また、企業調停委員会の設立方法、調停委員会や調停員の職責と任期、調停書の発行プロセスなどについて規定を設け、作成された調停書の法的効力についても一定の範囲で認めました。

(1) (企業) 調停委員会とは、具体的にどのような組織か？

労働組合（工会）は従業員側の権利・利益を擁護し、従業員側を代表する組織であると位置付けられていることに対して、(企業) 調停委員会は、(建前上では) 労使双方の労働関係を調整・調停する中立的な組織と位置付けられています(第6条)。また、企業調停委員会のメンバーである労働者側の代表は、労働組合委員または労働者全員から推薦された者が担当するため、企業労働組合と深い関係があるとも言えます。

(2) 企業調停委員会を必ず設立しなければならないか？

大手企業または中堅企業については、調停委員会を設立し、これに専任あるいは兼任する者を置かなければならないと規定されています(第13条)、小規模の零細企業については、調停委員会の設立を強要していません(第14条。ただし調停員を置くことが必要)。なお、企業の区分方法については、調停規定では明文化されていませんが、11年に工信部が発表した「中小企業区分基準規定」(工信部連企業(2011)300号)を参考にすることができるといえます。

調停委員会を設立しない場合の罰則は、調停規定には直接設けられていませんが、調停委員会を設立せず、なおかつ労働争議または集団性事件が頻発し、大きな社会的影響を招いた場合には、労働行政当局より社会に対して、これを公表することができる規定があります(第34条)。公表によって会社の信用を傷つけることになりかねないため、いわゆる「レピュテーション・リスク」が存在します。

(3) 企業調停委員会を設立した場合、企業側にどのような義務が生じるか？

必要な業務場所の提供(第33条)・必要な経費の提供(同条、ただしどの程度かは不明)・調停員による活動展開への支持(第20条)などの義務が生じます。

### まとめ

企業調停委員会の制度は、企業における労使間の調停活動を促進するために設けられた制度ですが、資金も人員も企業側から提供される以上、果たして中立的な立場が保てる組織と言えるかどうかには疑問が残ります。また、労働者の利益に直接かかる重要政策の制定や調停活動への参与権は、工会側にも同じく付与されているため、職能の重複、企業支出の負担増などという側面も否定できません。よって、制度が実際にどのように運用されていくのか、引き続き注目していく必要があるでしょう。

#### <筆者紹介>

大地法律事務所海外部

弊所は北京及び青島を拠点とし、日系クライアントを専門に、投資、企業再編、仲裁・訴訟等に関するリーガルサービスを提供しております。

住所(北京): 北京市朝陽区建国路89号華貿中心15号楼505室

電話(北京): (8610) 6530-7711

HP: <http://www.aaalawfirm.com>

E-mail: [xionglin@aaalawfirm.com](mailto:xionglin@aaalawfirm.com)